



高松市監査委員告示第32号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年11月30日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(平成30年11月30日)



TICAS



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

H30.11.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H29.6.30	第15号	意見	第151号生活排水路清掃業務委託の契約方法について	P24	都市整備局	河港課	H30.11.6
2		H29.11.30	第30号	意見【重点】	行財政改革計画の進行管理について（高松市美術館の利用率等の向上）	P7	創造都市推進局	美術館美術課	H30.10.19
3				指摘	消耗品の直接購入に係る事務処理について	P27			
4				意見	特別展ポスター掲示広告業務委託における事業者選定について	P28			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(1) 行財政改革計画等の検証

第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートして、早2年目を迎えることから、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）に対して、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施する。また、上記以外の計画等に登載された事務事業についても、その実績や効果を検証する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
区分	意見		
意見の項目	第151号生活排水路清掃業務委託の契約方法について		
意見の内容	業務単価を含む積算方法及び契約手続の合理化を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月6日
所管課等	都市整備局 河港課
措置結果	本件意見については、平成30年度の業務委託において、それまでの「業務請負契約書」と「産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書」の2つの契約書を、総価による「業務請負契約書」に一本化することで、積算方法及び契約手続の合理化を図り、以後適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（高松市美術館の利用率等の向上）		
意見の内容	<p>平成28年度において十分な成果を得られていない実施項目については、計画期間内において期待される効果を達成できるよう、平成29年度においては、実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。</p> <p>なお、事情聴取の結果、「『音の祭り事業』の実施方法の見直し」及び「高松市美術館の利用率等の向上」については、平成29年度は、改善に向けた取組により一定の成果が得られており、取組を継続されたい。</p>		
公表文該当ページ	P7		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年10月19日
所管課等	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	<p>本件意見について、高松市美術館は、「人・街・未来につながるミュージアム」をコンセプトに、展覧会事業、養育普及事業等を実施している。特に、リニューアルにより新設された「こどもアートスペース」での、子どもたちが気軽に参加できるアートプログラムの展開や都市型美術館の立地を活かした商店街との連携事業を積極的に進めることなどにより、平成29年度は、年間利用者数の目標値159,000人に対し、169,376人と目標値を上回る実績をあげることができた。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	指摘		
指摘の項目	消耗品の直接購入に係る事務処理について		
指摘の内容	消耗品の購入に係る事務処理について、単価契約がなされているにもかかわらず、発注簿による直接購入処理を行っているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	P27		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年10月19日
所管課等	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	本件指摘事項については、平成29年11月30日の監査結果の通知を受けた後、課内職員に対し、消耗品の直接購入を含めた契約事務処理に係る諸規程を再確認するとともに、物品の在庫管理を徹底することで、計画的な購入を行っていくなど、再発防止に努めるよう指導し、以後適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見		
意見の項目	特別展ポスター掲示広告業務委託における事業者選定について		
意見の内容	競争見積りにおける事業者選定については、一部・特定の事業者に偏重することなく、適格事業者から公正に指名されたい。		
公表文該当 ページ	P28		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年10月19日
所管課等	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	本件意見については、平成29年11月30日の監査結果の通知を受けた後、課内において、特別展ポスター掲示広告業務委託に係る事務処理について検討し、特別展のポスター掲示広告業務については、同一事業者に偏ることがないように、資格者名簿に登載された事業者から幅広く選定していくことで、公正な指名を行うこととし、平成30年度の特別展から、適正に事務処理を行っている。